

(別紙)

(令和4年4月7日時点)

令和4年度新学期開始に伴う新型コロナウイルス感染症対策 ご家庭での対応について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（通知）」をご確認いただき、以下の対応について、ご家庭でのご協力をお願いします。

1. ご家庭においても不要不急の外出の自粛
2. 同居家族への健康観察の徹底
3. 同居家族が濃厚接触者となった場合、PCR検査の結果待ちである場合は登校を控える
4. 不織布マスク着用の奨励

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】 ※県立学校に準じた対応

以下の対応は、「発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例がある」ことから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置となります。

- (1) 発熱等の風邪症状で学校を休むまたは早退した場合、かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。
- (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従って下さい。
- (3) 受診できなかった場合の対応について
 - ・原則として医療機関の受診を行います。受診できなかった理由などを学校へ連絡して下さい。
 - ・再登校に際しては、「解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること」を厳守して下さい。

※上記(1)～(3)の期間は、「出席停止」となります。

※上記の対応は、令和4年4月7日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

＜本件のお問い合わせ＞
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522

必要に応じて御使用ください

別紙4

学校長 殿

学校名 石田中学校
第 学年 組

生徒氏名 _____

【オミクロン株流行下における】

濃厚接触者の自宅待機期間短縮届け

保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され自宅待機しておりましたが、無症状かつ感染者との最終接触日の翌日から4日目と5日目の抗原キット検査により陰性を確認しましたので、本日より登校させます。

なお、使用した抗原キットは、国から薬事承認を受けている製品名（ ）を使用いたしました。

○厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

・濃厚接触者の自宅待機期間短縮のための検査に使用できる抗原キットは、国の薬事承認を受けたもの（「医療用」）に限ります。「研究用」は使用できません。使用した抗原キットが、上記 HP の【新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報】の「抗原検査法（簡易キット）」に製品名が記載されていることを確認してください。

・国の薬事承認を得た唾液検体を用いた抗原キットもありますが、現時点においては、無症状者への使用は推奨されていないため、鼻腔検体等を用いた抗原キットを使用してください。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

【留意事項】

- 1 登校する際は、本書及び自宅待機期間の健康観察シートを学校へ持参してください。
- 2 待機期間短縮後も、感染者との最終接触日の翌日から7日間が経過するまでは、健康観察を徹底し、少しでも体調異変を感じたら、担任等へ申し出るようお子様へお伝えください。なお、感染症対策（マスクの着用、手洗い等）もお願いします。
- 3 感染者との最終接触日の翌日から7日間が経過するまでは、ハイリスク行動（ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加）はお控えください。
 - ・ハイリスク者：高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化リスクが高い方
 - ・ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者施設・障害児者施設や医療機関（受診目的は除く）

☆本書は、保護者等が記入するものです。保健所や医療機関に記入を求めないでください。